

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの強化を、全てのステークホルダーよりの社会的要請として真摯に受けとめるとともに、その重要性を強く認識し、その充実を図るため、次のような取組みを行なっております。

取締役会においては、付議事項の充実を図り、業務執行の状況報告や重要事項の決定などを主体に、毎月1回開催する他必要に応じて臨時に開催しており、監査役からの助言、報告も受入れています。また、「部長会」や「所長会議」を定期的に開催することにより、重要な情報の伝達を行なう他、リスクの未然防止を図っております。

当社は、経営のスピードを維持しつつ戦略の展開をフレキシブルに進めていくため、従来型の監査役会設置会社形態を採用しております。監査役は、営業体制の管理状況、内部体制の管理状況及び経理処理の状況、取締役の業務執行状況を、3名で分担し、定期的に開催される監査役会において情報交換を行なうことにより、経営監視機能の強化を図っております。なお、監査役の内2名が社外監査役であり、内1名を独立役員に選任しております。

内部監査室は、当社だけでなく連結子会社も対象として定期的に監査を実施しており、各業務が法令、定款及び社内規程などに準拠しているか検証しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

#### 【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                    | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---------------------------|-----------|-------|
| トシングループ株式会社               | 2,518,025 | 22.08 |
| 加藤 光男                     | 2,441,700 | 21.41 |
| 加藤 光昭                     | 2,241,200 | 19.65 |
| 株式会社ケイアイティ                | 1,026,500 | 9.00  |
| 加藤 隆子                     | 630,700   | 5.52  |
| トシングループ従業員持株会             | 494,100   | 4.33  |
| トシングループ仕入先持株会             | 355,400   | 3.12  |
| 加藤 一朗                     | 269,900   | 2.37  |
| 加藤 眸                      | 266,300   | 2.33  |
| CBNY—GOVERNMENT OF NORWAY | 174,300   | 1.53  |

支配株主(親会社を除く)の有無 加藤 光男  
加藤 光昭

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 5 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主である加藤光男(議決権所有割合78.66%)及び加藤光昭(議決権所有割合79.44%)との取引は、報告日現在において、不動産の賃借及び保証金の差入れがあります。賃借料等につきましては、不動産鑑定や相場動向を勘案したうえで、取締役会で最終的な決議を行っており、支配株主以外の株主の利益を阻害しないことを確認しております。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 9 名

社外取締役の選任状況 選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無 なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 3 名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、四半期ごとの会計監査実施前及び実施後の報告会に出席し、定期的に情報交換しております。  
内部監査室についても、内部監査の結果について、監査役からの要請があれば、必要な報告及び情報提供を行なう他、定期的に意見交換する機会を設けております。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

#### 会社との関係(1)

| 氏名     | 属性  | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|-----|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |     | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 阿久津 正志 | 弁護士 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 光藤 周一  | その他 |           |   |   |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名     | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                        | 選任の理由                                                                                          |
|--------|------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 阿久津 正志 |      | 当社との利害関係はありません。                     | 弁護士資格を有しており、専門的見地から監査を担当しております。                                                                |
| 光藤 周一  | ○    | 独立役員として選任しております。<br>当社との利害関係はありません。 | 建築業界の経営者として、業界事情にも精通しており、その見地から取締役の業務執行状況を主体に監査を担当しております。<br>独立役員として公正な意見、助言をいただけるものと確信しております。 |

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

#### その他独立役員に関する事項

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 実施していない

#### 該当項目に関する補足説明

業績連動的要素を取り入れた報酬体系としております。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 一部のものだけ個別開示

#### 該当項目に関する補足説明

取締役については、社外取締役がいないため、全社内取締役に対する支払総額を記載するとともに、支払額が1億円を超える役員について個別に記載しております。  
監査役については、全監査役に対する支払総額を記載するとともに、社外監査役2名に対する支払総額を内書で記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無 あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は、役職・役割に応じた「固定報酬」と、業績連動する「変動報酬」によって構成されております。「固定報酬」は、将来に向けたグループ全体の戦略の企画、組織の構築など長期的な視野での取組みに対応するもので、それぞれの役職の役割の大きさ、責任の重さを反映して決定します。「変動報酬」は、1年ごとの収益増kへの取組みに対応するもので、業績の成果を反映して決定します。  
なお、業末執行から独立した立場である社外監査役の報酬額については、「固定報酬」のみとしております。  
以上の方針を基に、毎年1回5月に各役員の報酬額を決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会決議の内容等情報は、取締役会に出席している常勤監査役から、定期的に開催される監査役会において、社外監査役へ報告されております。また、社外監査役は監査業務に係る情報を必要に応じて得られるよう、各担当取締役または該当部署の責任者が協力しております。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行)

取締役会以外に、個別経営課題の協議の場として、取締役と部長、副部長による幹部会を毎月1回定期的に完済する他、必要に応じて臨時に開催し、迅速な経営の意思決定に活用しております。

(監査、監督)

社長直轄の内部監査室が、連結子会社を含めて各業務の監査を定期的に実施することにより、内部牽制機能の充実を図っております。  
会計監査は、会計監査人に依頼しており、定期的な監査の他、会計上の課題については、随時情報の交換及び確認を行なって会計処理の適正性確保に努めております。  
また、弁護士及び税理士事務所とは、顧問契約に基づき、必要に応じて適宜助言を受けております。

(指名、報酬決定)

取締役及び監査役の指名は取締役会、監査役会において協議し、指名者について株主総会で承認をいただいております。  
報酬額につきましても、職務の執行状況、業務への貢献度等を勘案し、協議のうえ、株主総会で承認をいただいた限度額を超えない範囲内で決定しております。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在は、社外取締役の人材マーケットが成熟しておらず、一部の著名な人物や取引金融機関の関係者に依頼が集中している状況であり、形だけの社外取締役を選任して報酬を支払うことは、株主利益に反するものと考えております。  
当社は、各取締役間で良好な信頼関係と意思疎通が図れており、経営において素早い意思決定がなされております。取締役相互の牽制機能も構築されている他、株主総会、監査役会も適正に機能していることから、現状の体制が当社にとって最適なものであると考えております。  
なお、会社法の改正により、ガバナンス体制の選択肢が拡大している状況を踏まえ、当社にとって最適な体制は何かを、常に検討してまいります。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

##### 補足説明

|                 |                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 当社は、創業以来毎年5月20日を決算日としております。3月末日への変更は考えておりません。 |
|-----------------|-----------------------------------------------|

#### 2. IRに関する活動状況

##### 補足説明

代表者自身  
による説明  
の有無

|                         |                                                         |
|-------------------------|---------------------------------------------------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算発表後及び第2四半期決算発表後の年2回、機関投資家との個別ミーティングを主体に、説明を行なっております。 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------|

あり

|               |                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------|
| IR資料のホームページ掲載 | 本決算及び各四半期決算ごとの決算短信ならびに株主通信などの資料を、ホームページに掲載しております。 |
|---------------|---------------------------------------------------|

|                  |                                                          |
|------------------|----------------------------------------------------------|
| IRに関する部署(担当者)の設置 | 当社のIR活動は、企画本部が担当し、担当の役員及び担当社員がそれぞれIR担当役員及び事務責任者となっております。 |
|------------------|----------------------------------------------------------|

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

##### 補足説明

|                           |                                                                      |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 決算資料をはじめとする情報提供については、適時開示を基本とし、開示した内容については、開示とほぼ同時にホームページにも掲載しております。 |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------|

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

当社、子会社および関連会社（以下、当社グループ）は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務ならびに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定めております。

本方針に基づく内部統制システムの構築は速やかに実行するとともに、不断の見直しによってその改善を図り、効率的で適法な企業体制の構築を目指します。

1. 当社グループの取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
企業理念に基づいた「倫理規定」、「行動規範」を定め、取締役、使用人が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した講堂を取るための規範とします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行にかかる情報については、法令及び取締役会規程、職務権限規程、文書管理規程等の社内規則に基づき作成し、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理します。なお、作成した文書の保存期間は法令その他別段の規定がある場合は、文書管理規程に定める保存期間とします。  
また、法令または取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行なうものとします。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
業務管理、安全管理、コンプライアンスなどの各部門の所管業務に付随するリスクについては、各書簡部署において、規程、マニュアル等を作成し、その周知徹底を図るものとします。新たに発生したリスクについては、代表取締役社長がマニュアル等にてその対処を追加、または必要に応じて新たな担当部署の設置を、速やかに指示します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制  
取締役会においては、当社グループの取締役、使用人が共有する全社的な目標を定めます。取締役はその目標達成のために、各部門の具体的目標及び意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、取締役会にて定期的に進捗状況をレビューし改善を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築します。
5. 子会社及び関連会社（以下、子会社等）の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制ならびに当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制  
子会社等については、関係会社管理規程に基づき所管部門が定期的に報告を受けて管理を行い、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとします。  
また、子会社等のリスク情報の有無を監査するため、当社から取締役や監査役を派遣するとともに、監査課を中心として定期的な監査を実施する体制を構築します。監査の結果、子会社等に損失発生の危険を把握した場合には、直ちに取締役及び関連部署に報告される体制を構築します。
6. 監査役がその職務の補助をべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役が職務を補助する使用人を設置する場合には、当該使用人はその職務の遂行に関して、監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役の指揮命令を受けないものとします。  
また、当該使用人の任免、異動、人事評価に関しては、監査役の同意を得なければならないものとします。
7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
当社グループの取締役及び使用人は、以下の事項について、監査役に報告する義務を負う他、監査役会規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供をおこなうものとします。  
（1）取締役会の決議事項  
（2）当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実  
（3）当社グループの取締役及び使用人の法令、定款違反行為またはこれらの行為を行なう恐れのある事実  
（4）監査課による内部監査の結果  
（5）社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け  
なお、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不当な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制  
監査役がその職務の執行に係る費用の支払いを求めた場合、必要ないと認められた場合を除き、当社がその費用を負担する。  
代表取締役社長、管理本部長および監査課課長は、定期的に監査役と意見交換する機会を設け、監査役の監査の実効性確保に努めるものとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経済活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための基本方針を定めており、当該方針に基づき、対応統括部署及び責任者を任命するとともに、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、外部専門機関と緊密な連携を構築しております。

また、当該方針は、社内研修等を通して全社員に周知しております。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無                      なし

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、常に業績の拡大と企業価値の増大を意識した経営を行っており、買収等に係る対応策は特に講じておりません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスの重要性認識のもと、更なる充実を図るべく、常に組織の見直しを含めて有効な施策の実施に勤めております。

